主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理

一、 抗告の要旨

二、当裁判所の判断

〈要旨〉本件漁網干棚が所論のような構造形態を有し、海辺の土地又は海底に定着する工作物であるとしても、同干〈/要旨〉棚が建物以外の定着物で、しかも登記能力を有しないことは抗告人の主張事実に照らし明らかであるから、同干棚のみを目的として、不動産強制競売もしくはこれに準ずる申立をなすことは、許されないところである。(なお漁業法第二十四条、第四十二条、第百二十四条参照)。従つて、本件競売申立を不適法として却下した原決定(原決定は申立を棄却しているが、申立却下の意であることは、その全文を見れば明らかである)は相当で、本件抗告は理由がおいた、民事訴訟法第九天を適用し、主文》

(裁判長裁判官 桑原国朝 裁判官 二階信一 裁判官 秦亘)